

本となるもので、
に対応し、居住者の負担
住宅の供給
保に特に配慮を要する者
図られるよう住宅施策を
る。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の 促進に関する法律 (住宅セーフティネット法) (H19.7.6公布)

高齢者世帯等の住宅市場で適切な住宅を確保することが
困難な世帯を対象に、
①公的賃貸住宅の供給促進
②民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
を図ることにより居住の安定を図るべきことが定められている。

3 高齢者の居住ニーズに適応した住宅確保

郊外の一戸建て住宅から都心のケア付き集合住宅への移転、加齢に伴う心身機能の低下に合わせたグループホーム等の居住形式の選択等、高齢者の居住ニーズに適応した居住地や住宅の確保を支援。

>>> 住替え支援

1 高齢者住替え支援制度 (有限責任中間法人 移住・住みかえ支援機構)

JTI (移住・住みかえ支援機構) が、高齢者が所有する郊外の一戸建て住宅等を借上げ、高齢者に対して安定的な収入を提供することにより、福祉施設等の近接地に立地する高齢者向けケア付き賃貸住宅等への移住を支援。また、高齢者から借上げた住宅を子育て世帯等に賃貸することにより、住宅ストックの有効活用とライフステージに応じた住宅の確保に貢献。

>>> 公共賃貸住宅における多様な居住形態

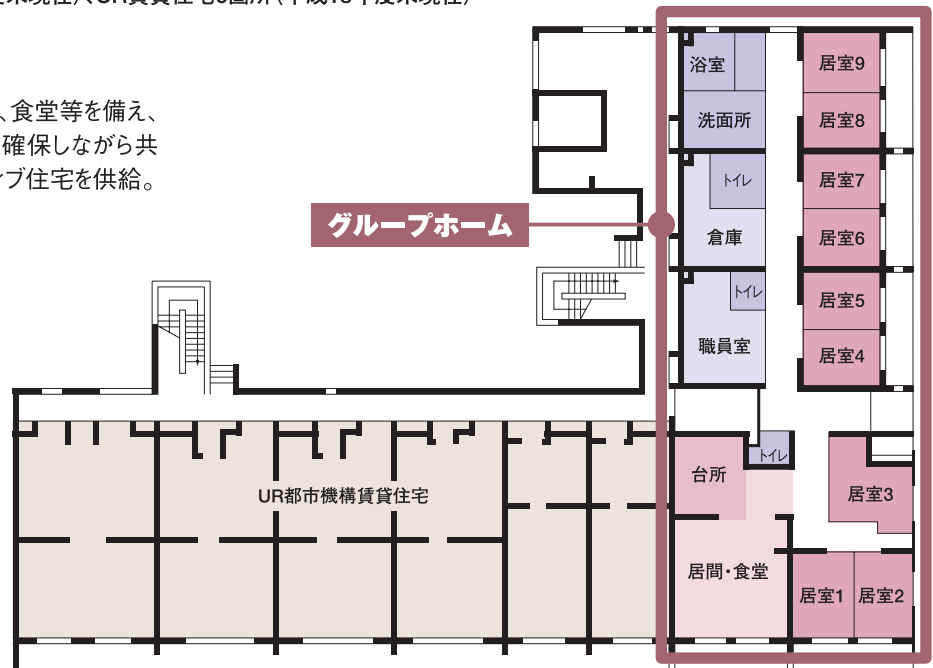
1 グループホーム

公営住宅やUR賃貸住宅をグループホーム事業を営む社会福祉法人に賃貸し、高齢者や認知症高齢者のためのグループホームとして活用。

■実績: 公営住宅459戸 (平成18年度末現在)、UR賃貸住宅6箇所 (平成18年度末現在)

2 コーポラティブ住宅

高齢者が共同で利用する居間、台所、食堂等を備え、個々の高齢者世帯のプライバシーを確保しながら共同生活を営むことができるコーポラティブ住宅を供給。



グループホームの例
UR 賃貸住宅シティコート二子玉川
施設名: グループホームやまぼうし
事業者: 社会福祉法人 大三島育徳会
戸数: 9室
共用部: 厨房、リビング、浴室、トイレ